

最低制限価格制度の一部改正について

防府市総務部契約課

現在、最低制限価格の設定を「防府市建設工事最低制限価格制度実施要領」に基づき算出しておりますが、施工箇所の点在する工事の最低制限価格の設定について、一部改正しましたのでお知らせします。

1 改正内容

最低制限価格の設定について、施工箇所の点在する工事で、施工箇所ごとに積算を行うものは、施工箇所ごとに積算した最低制限価格が予定価格を超える場合は予定価格と同額とする。

2 適用開始日

令和7年4月1日以降に指名通知又は公告を行う案件から適用する。